



新型コロナウィルス感染症 いつから登校していいの？

令和5年5月2日
茨田中学校版

I 生徒本人が「陽性判明（感染者）」のとき

【出席停止の期間】

開始日：判明した日（それ以前から体調不良で欠席の場合は、欠席開始日から）

終了日：発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

（目安は下の通り）

登校日の目安

① 症状がある場合

2類から5類に
なりました

0日目	1, 2, 3, 4,	5	6日目
発熱等症状 (発症) 	少なくとも、5日目は症状軽快している必要あり 症状が軽快すれば リモート学習など	 登校OK	

0日目	1, 2, 3, 4,, 5・・	X日目	X+1日	X+2日目
発熱等症状 (発症) 	 	症状軽快 	リモート学習 	登校OK

※ 発症から10日間はマスク着用

② 症状がない場合（無症状）

- 検体採取日（PCR検査等を受けた日）から5日間経過で登校できます。
(発症から10日間はマスク着用については同じ)

濃厚接触者

- 新型コロナウィルス感染症の感染が確認されてない者については、直ちに出席停止の対象とはならない

発熱や咽頭痛などがある場合

- 発熱や咽頭痛など普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり無理をして登校しない